

議員提出第3号議案

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月29日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小 紫 泰 良

加東市条例第 号

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例

加東市議会委員会条例(平成18年加東市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の2条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長の職務を行う者のオンライン出席の取扱い)

第15条の3 前条の規定にかかわらず、委員長の職務を行う者は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインによる方法で委員会に出席することができない。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。

第29条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第3号議案 要旨

加東市議会委員会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合においても、委員会がその役割を果たせるよう、特例としてオンラインによる方法で委員会の開会及び委員等の出席を可能とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 委員会の開会方法の特例を加えること。（第15条の2関係）
- (2) 委員長の職務を行う者がオンラインによる方法で出席することができない旨を定めること。（第15条の3関係）
- (3) 除斥対象委員がオンラインによる方法で委員会に出席しているときは、オンラインによる方法で一身上の弁明を可能とすること。（第18条関係）
- (4) 執行機関の説明員がオンラインによる方法で委員会に出席しようとする時の手続を定めること。（第21条関係）
- (5) 公述人がオンラインによる方法で公聴会に出席することを可能とすること。（第25条関係）
- (6) 参考人がオンラインによる方法で委員会に出席することを可能とすること。（第29条関係）
- (7) 公述人及び参考人の代理人等に関する規定をオンラインによる方法で出席する公述人及び参考人には適用しないこと。（第28条及び第29条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(招集) 第15条 (略)</p>	<p>(招集) 第15条 (略) <u>(委員会の開会方法の特例)</u> 第15条の2 <u>委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> 3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> 4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> <u>(委員長の職務を行う者のオンライン出席の取扱い)</u> 第15条の3 <u>前条の規定にかかわらず、委員長の職務を行う者は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインによる方法で委員会に出席することができない。</u></p>

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (略)

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

2 前項の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (略)

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

3 (略)

る。
4 (略)